特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（平成二十四年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前々年度の十一月一日から前年度の十月三十一日まで」を「前年度の十一月十五日から当該年度の十二月十四日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百三十三号

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二条第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

平成二十九年四月一日

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第四号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第三十一条第四号の二及び第六号ロの規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓設備の基準（平成十三年消防庁告示第三十六号）の全部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十七日

消防庁長官　岡崎　浩巳

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準

第一　趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号ロの規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具の基準を定めるものとする。

第二　用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放水用設備　屋内消火栓設備の屋内消火栓（スプリンクラー設備にあっては、スプリンクラー設備の補助散水栓）、消防用ホース、消防用ホース収納部及びノズルから構成される設備（放水用設備を天井に設置する場合にあっては、降下装置を含む。）であって、次に掲げるものをいう。

㈠　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十一条第三項第一号の規定に適合するものであって、㈡以外のもの

㈡　令第十一条第三項第二号イの規定に適合するもの

㈢　令第十一条第三項第二号ロの規定に適合するもの

㈣　令第十一条第三項第二号ロの規定に適合するもの

㈤　規則第十三条の六第三項の規定に適合するもの

二　消火栓弁　次の㈠から㈢までに掲げるものをいう。

㈠　屋内消火栓設備の屋内消火栓　屋内消火栓設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

㈡　スプリンクラー設備の補助散水栓　スプリンクラー設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

㈢　連結送水管の放水口　連結送水管のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

三　使用圧力範囲　消火栓弁の機能に支障を生じない一次側（本体への流入側をいう。）の圧力の範囲をいう。

四　減圧装置　消火栓弁の放水圧力を減じる装置をいう。

五　消防用ホース収納部　消防用ホースを収納する部分をいう。

六　ノズル　消防用ホースの先端に結合し、放水する器具をいう。

七　降下装置　消防用ホースを降下させるための装置をいう。

第三　放水用設備の構造及び機能

放水用設備の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一　放水用設備は、耐久性を有し、かつ、ほこり、湿気等によって機能に異常を生じない構造であること。

二　次に掲げるものは、消防用ホースの操作を行うときに損傷を生じない位置に設けること。

㈠　加圧送水装置の起動装置（放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合に限る。）

㈡　加圧送水装置の始動を示す表示灯

㈢　放水用設備の位置を示す表示灯

三　第二第一号㈠から㈤までに掲げる放水用設備（以下「簡易操作型放水用設備」という。）は、次によること。

㈠　消防用ホースの延長及び収納の操作並びに保守点検を容易に行うことができるものであること。

㈡　簡易操作型放水用設備の前面において壁面に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合又は簡易操作型放水用設備の直下の床面において天井に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合に、いずれの方向にも引き出せること。

㈢　消防用ホースの延長、放水及び収納の操作（降下装置の操作を含む。）を十五回行った場合に、一人で当該延長、放水及び収納の操作を行うことができ、かつ、機能に異常を生じないこと。

㈣　ノズル開放時の放水反力は、二百ニュートン以下であること。

四　簡易操作型放水用設備の消防用ホース収納部にあっては、次によること。

㈠　消防用ホースを円筒形状の消防用ホース収納部（以下「ホースリール」という。）に巻き取って収納するもの　両側に軸受を有するホースリールにあってはその中央に、片側に軸受を有するホースリールにあっては軸受の反対側の端に、当該ホースリールの質量に収納される消防用ホース及び当該消防用ホースに充水された水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。